

平成 30 年度

第 2 回 阿賀野市入札監視委員会

平成 31 年 3 月 27 日 (水)

阿賀野市総務部管財課

平成30年度 第2回 阿賀野市入札監視委員会 会議録

1 日 時 平成31年3月27日(水) 午後2時00分～午後3時00分

2 場 所 阿賀野市役所 303会議室

3 委 員

佐伯竜彦、磯部亘、本間康子、佐藤哲雄、信田雅恭

4 傍聴者 3名

5 議題

(1) 期間内の発注状況等報告

- ・期間内の工事総括について(対象期間:平成30年8月～平成31年1月)
- ・発注方式別工事等について(対象期間:平成30年8月～平成31年1月)
- ・指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

(対象期間:平成30年8月～平成31年1月)

(2) 抽出案件の審議 (詳細は別紙のとおり)

- ・制限付一般競争入札 1件
- ・通常指名競争入札 2件
- ・随意契約 1件

(3) 次回定例会の抽出委員の委任について

(4) その他

「発注状況等報告」

期間内の工事総括について

質疑等なし	
-------	--

発注方式別工事等について

制限付一般競争入札（A）

質疑等なし	
-------	--

指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

<p>「質問・意見」</p> <p>1 新潟県が指名停止にした案件であれば、阿賀野市では全て指名停止にするのか。</p>	<p>「回答」</p> <p>1 そうではなく、過去の指名状況等を見ながら、過去に取引したことのある業者などを見て相対的に判断し、指名停止している。</p>
--	--

「抽出案件」

制限付一般競争入札（A）【1件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
A-47	学教工第21号	市立学校エアコン整備(その2)工事	管および電気	ミツマ・今井特定共同企業体	149,040,000	91.15%	学校教育課	4
<p>抽出理由（佐藤委員）</p> <p>契約金額が大きいため、理由について伺いたい。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 価格が高いのは、3つの学校を1つの工事にまとめたからと判断するが、その組み合わせはどのようにして決めたのか。</p>					<p>「回答」</p> <p>工事概要を説明</p> <p>1 合併前の4地域に分けて発注している。</p>			

2 4分割して発注したほうが、効率が良いからそのように分割したのか。	2 そのとおり。 学校のエアコン整備は全国的な動きであるが、阿賀野市は中でもかなり早い段階に発注している。エアコン整備に必要な電気と管工事の異業種を織り交ぜることで、よりスムーズに工事が進ませることが狙い。
3 A-46 から A-49 までの受注業者は全て違うが、これら の入札には全てこの 4JV が参加していたのか。	3 そのとおり。
4 その結果、たまたま 4JV が 1 つずつ落札したとい うことか。	4 そのとおり。結果的には、4 つに業者が分か れて落札された。
5 仮に 1JV が 4 つの工事全て落札した場合、施工スケ ジュールなどには影響ないのか。	5 各工事には、主任技術者や監理技術者と呼ば れる専任技術者の配置が必要で、入札後に事後 審査をして各会社の専任者を確認した上での 契約になるため、入札時段階においては技術者 の配置までは読めない状況である。
6 4 業者が 4 つの入札を同時に応札したということは、 各々の業者が 4 工事全て対応できる見込みがあるから こそ参加したのではないか。	6 そのとおり。
7 仮にその場合、複数工事を同一業者が落札して、そ の後に技術員が確保できないと判明した場合、指名停 止になるか。	7 そのとおり。規程により指名停止となる。

通常指名競争入札 (C) 【2件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
C-13	下水第 27 号	安田浄化セ ンター電気 設備工事	電気	(株) 今 井電友舎	1,706,400	57.88%	下水道	6
抽出理由 (佐藤委員) 落札率が最も低いため、その理由を伺う。					「回答」 業者見積の内訳が不明なため推測となるが、指名 業者は、積算基準を良く理解しないまま、単なる修 繕工事程度の経費で応札したことから、価格差が生 じたと思われる。			

<p>「質問・意見」</p> <p>1 設計か業者のどちらかの積算に誤りがあったというわけではないか。 この状況で、問題なく工事が行えるのか。</p> <p>2 では、予定価格が高すぎるということか。</p> <p>3 業者は赤字で、協議したりしないのか。</p> <p>4 業者が入札した内訳は確認しないのか。</p> <p>5 こういった事例は良くあるのか。</p> <p>6 価格差は、どの部分で生まれたか。</p> <p>7 このような事例が、今後起らないよう願う。</p>	<p>1 現場は問題なく進んでいる。</p> <p>2 積算は基準に則っており、内容に誤りは無いものと考えている。</p> <p>3 赤字とは聞いていない。</p> <p>4 当市では、予定価格 1,000 万円以上の工事で内訳書の提出を義務付けており、本工事は提出不要。</p> <p>5 稀に発生する。</p> <p>6 経費部分と思われる。 落札後に受注業者に聞き取りを行ったところ、設計に用いた積算基準を承知していなかったことが分かっている。</p> <p>7 承知した。</p>
---	--

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
C-18	危工第1号	阿賀野市公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境整備工事 (第2期)	電気通信	東日本電信電話 (株) 新潟支店	4,827,600	99.33%	危機管理課	2
<p>抽出理由 (佐藤委員)</p> <p>落札率が最も高い案件であるため伺う。また、入札参加者が2者と少ないようだが、この理由についても伺う。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 業者から見積った価格を予定価格にしているが、参考見積の業者は、入札時に応札した2業者と一致するか。</p>					<p>「回答」</p> <p>参考見積の提出に至るまでに、相当額を精査したため、高止まりしたと考える。</p> <p>入札者3者が辞退したため、結果的に2者の参加となった。</p> <p>1 一致する。</p>			

2 入札参加業者が多いほど、落札率は低くなると言えるか。	2 資料2・3ページを見ると、入札業者数が落札率の低さには繋がらないことが結果として出ている。
------------------------------	---

随意契約 (D) 【1件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
D-6	病工第1号	介護老人保健施設五頭の里エレベーター等修繕工事	機械器具設置	フジテック(株)	9,666,000	100.00%	地域医療推進課	1
<p>抽出理由 (佐藤委員)</p> <p>見積業者が1者で、落札率が100%となっている。価格及びその妥当性について伺う。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 エレベーターの修繕は、その性質上、既存メーカーに依頼せざるを得ないのか。</p> <p>2 他社に見積までとって、精査しているのか。</p> <p>3 この施設は、誰が管理しているか。</p> <p>4 施設建設当初から、この業者に依頼してエレベーターを導入したのか。</p>					<p>「回答」</p> <p>現在の施設で使用されているのがこのメーカーで、この業者以外には適さないとの判断から1者随意契約となったもの。価格については、施工内容と併せて協議を重ねており、落札率が高くなっても特に問題は無い。</p> <p>1 他社には知り得ないシステムであるため、他社の参入は難しいが、他社から見積もとって価格の妥当性は確認している。</p> <p>2 全く別のメーカーに変えた場合、エレベーター全ての交換となり、かなり高額になる。今回はカゴの取替えを行えば良いので、現在メンテナンスをしている業者から見積をとったが、60万円ほど高価になった。さらに、部品製作期間が数か月長いこと、旧耐震基準しか対応できないことも確認している。</p> <p>3 施設は市のもの。昭和63年に建設されたもので、あがの市民病院と渡り廊下でつながっている。現在、病院と同様に厚生連に指定管理している。</p> <p>4 建設工事に含まれており、このメーカーのエレベーターが納入された。</p>			

5 メンテナンスもこの業者がやっているのか。	5 見積をとって内容を確認し、違う業者がメンテナンスを行っている。
6 メンテナンス業者から見ると、エレベーターメーカーでなくても金額的に差が無く受注できるということか。	6 そのとおり。特に問題はない。
7 ただし、部品交換となるとメーカーが有利となるのか。	7 それはあるが、大がかりな部品交換で無ければ、メンテナンス業者でもある程度まで対応は可能と思われる。

「次回定例会の抽出委員について」

1 慣例に倣い、名簿順として良いか。	1 異議なし。（次回抽出委員は信田氏）
--------------------	---------------------

「その他」

<p>「質問・意見」</p> <p>1 優良工事表彰について伺う。 今年の受賞工事業者をみると、過去にもこれらの業者が多く受賞しており、偏りがあるのではないか。</p> <p>2 市の談合防止への取組について伺う。他市の入札において、制限価格と落札価格が一致する案件があったと思うが、当市ではどうだったか。</p>	<p>「回答」</p> <p>1 受注額 500 万円以上の工事を採点し、このうち評定点 80 点以上の工事が受賞対象となる。 受賞した業者は、概ね技術者が多く、経験が豊富なことから、高得点につながったと考えられる。</p> <p>2 平成 28 年から 3 カ年について調査している。 28 年度は、一般競争入札 97 件中、該当案件は無く、指名競争の制限価格はコンサルタントになるが 6 件中 2 件が該当。以下、29 年度は 78 件中、舗装工事の 1 件が該当し、この時の同額業者は 10 者であった。なお、指名競争入札は 7 件中、該当は無い。 30 年度は 1 月末まででの件数となるが、一般競争入札 79 件中、該当案件は無い。指名競争入札も、15 件中該当は無い。</p>
---	--